



資料 1

# 第 1 回重症心身障害児者等 支援体制検討会

令和 6 年 7 月 1 日

福祉子どもみらい局福祉部  
障害サービス課

ともに生きる

翔子

ともに生きる社会  
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

# 重症心身障害児者等支援体制検討会設置について

## ■ 検討会設置の主旨

以前と比べ、訪問サービスや日中活動の場、グループホームなど、利用できるサービスの選択肢は増えているが、重症心身障害児者等が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、まだまだ、現状の地域資源は十分ではない。

そこで、重症心身障害児者等を、今後、どのように支えていくのか、本人はもとより、家族や関係市町、事業者等と必要な支援体制について検討する。

## ■ 県が目指すもの

唯一重心施設のない湘南東部障害保健福祉圏域において、当事者目線の障がい福祉を実現するため、どのような障害があってもその方が望む暮らしを実現できるよう、地域に溶け込んだグループホームなどでの暮らしを作りたい。



# 重症心身障害者等を受け入れるグループホーム等について

## ■ 論点整理

### 1 重心者等が暮らせるグループホームには、どのような機能が必要か

・人材確保と育成 ・運営面 ・医療との連携 ・地域資源との繋がり 等

### 2 既存のグループホームを活用するとしたら、どのような支援が必要か

・人材確保と育成 ・運営面 ・医療との連携 ・地域資源との繋がり 等

### 3 グループホーム等の利用ニーズは、どのように確認すればよいか

・誰がどのように実施するか ・確認内容の統一 ・確認時期 等

(参考) 湘南東部圏域における重心者等を受け入れられる可能性のあるグループホーム

・看護職員配置加算を算定している事業所数

湘南東部圏域：4事業所

・うち、日中サービス支援型

湘南東部圏域：2事業所

・医療的ケア対応支援加算を算定している事業所数

湘南東部圏域：1事業所※介護サービス包括型

※県障害サービス課調べ

# 重症心身障害児者等に係る県の施策

分類	事業名	事業目的・内容
人材養成	重度重複障害者等支援 看護師養成研修事業	・ 医療的ケアが必要な重度重複障害者等の支援ニーズに対応するため、研修等を通じて専門的な技術を持つ看護師の養成、人材の定着を図る
	喀痰吸引等研修事業	・ 医療的ケアが必要な重度の障がい児者の介護に携わる者に対し、特定の利用者に対する喀痰吸引等を可能にする研修（第3号研修）を実施することにより適正に医療的ケアを実施できる介護・福祉人材を養成する。
	医療的ケア児等コー ディネーター研修事業	・ 医療的ケア児等に対する支援の総合調整を行う者（コーディネーター）を養成するため、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施する。 平成30年の事業開始から令和5年度までで計74名の修了者。
運営費補助	障害者地域生活サポート 事業及び障害者グループ ホーム運営事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 短期入所事業所で重症心身障害児者等の医療的ケアが必要な障害児者の支援を行った場合に市町村と協調して補助（障害者地域生活サポート事業）</li> <li>・ 医療的ケアを必要とする方に支援を行った生活介護や児童発達支援等のサービスを対象に市町村と協調して補助（障害者地域生活サポート事業）</li> <li>・ 経管影響や吸引等の医療的ケアを日常的に必要とする方に対して支援を行った場合に市町村と協調して補助（障害者グループホーム運営事業）</li> </ul>
	障害児等メディカル ショートステイ運営事業	・ 高度な医療的ケアを必要とする、在宅で療養中の重症心身障害児等が保護者（介護者）又は家族の休息やきょうだい児の行事などの事情により在宅で療養が困難になった場合に一時的に入院が可能

# 重症心身障害児者等に係る県の施策

分類	事業名	事業目的・内容
運営費補助	医療的ケア児在宅レスパイト事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で生活する医療的ケア児の介助を行う家族のレスパイト（休息）のため、居宅を訪問し、家族に代わって介助を行う看護師等の人件費を補助する在宅レスパイト支援を行う市町村に対し、看護師等の報酬等の一部について補助を行う</li> </ul>
相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア児支援センター運営事業</li> <li>・医療的ケア児地域相談窓口設置事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・かながわ医療的ケア児支援センターの運営。</li> <li>・かながわ医療的ケア児支援センター本部では、LINE・メール相談対応、庁内連携、課題の把握、施策立案、情報提供を行う。</li> <li>・地域相談窓口（ブランチ）では、主任コーディネーターにおいて個別相談対応、地域課題の抽出及び報告、支援者支援を行う。</li> </ul>
	医療型短期入所事業所開設促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療型短期入所事業所の開設を支援し、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送れるよう支援するため、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設支援を行う</li> </ul>
施設整備	医療的ケア児非常用電源装置等給付事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅で生活する医療的ケア児が災害による停電時でも、人工呼吸器など、医療的ケアに必要な機器を継続して使用できるようにするため、非常用電源装置等の購入費を補助する市町村に対し、その経費の一部について補助を行う。</li> </ul>
	障害福祉施設等施設整備費補助事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人等が整備する施設整備に要する費用の一部を補助する。</li> </ul>

# 今後のスケジュール (想定している流れ)

開催時期	検討内容
第1回 (7月1日)	<ul style="list-style-type: none"><li>重症心身障害者等を受入れるグループホームについて (論点整理)</li><li>グループホーム等利用ニーズの把握について</li></ul>
第2回 (8月下旬～9月上旬)	<p>(・ 実際に対象者を受入れているグループホームの見学)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>論点整理を受けての解決策①</li></ul>
第3回 (10月頃)	<ul style="list-style-type: none"><li>論点整理を受けての解決策②</li></ul>
第4回 (12月頃)	<ul style="list-style-type: none"><li>報告書案について 盛り込む内容についての項目たて等</li></ul>
第5回 (1月頃)	<ul style="list-style-type: none"><li>報告書まとめ</li></ul>

※ 事業化については令和8年度以降、令和7年度については、事業化に向けた準備を想定

